岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 岩手県規則第118号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
(県土整備部の分課及びその分掌事務)	(県土整備部の分課及びその分掌事務)				
第12条 [略]	第12条 [略]				
2 [略]	2 [略]				
3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。				
建設業振興担当の分掌事務	建設業振興担当の分掌事務				
(1)~(9) [略]	(1)~(9) [略]				
(10) 公共工事及び営繕工事における調査、計画、設計	(10) 公共工事及び営繕工事における調査、計画、設計				
及び監理に関する委託契約の制度に関すること(他課等	及び監理に関する委託契約の制度に関すること(他課等				
の主管に属するものを除き、 <u>地方振興局等</u> の実施分を含	の主管に属するものを除き、広域振興局等並びに第3章				
ts. ) .	第3節第4款及び第5款に規定する出先機関の実施分				
	を含む。)。				
(11)~(13) [略]	(11)~(13) [略]				
[略]	[略]				
4~11 [略]	4~11 [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。					
則主等 0 の 1 の 10 の頃及び 19 の頃な場のとるにおめて					

別表第2の1の 12 の項及び 13 の項を次のように改める。

12 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自		0		$\circ$	
治法施行令第 167 条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入					
札、随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関すること。					
13 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自			0		
治法施行令第 167 条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入					
札及び随意契約に係る見積書の徴収に関すること。					

別表第2の1の15の項を次のように改める。

15 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自	0	0	0	総合支局地域支援部にあって
治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入				は、契約を除く。
札、随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関すること。				

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。